

平成28年度 事業計画書

1 基本方針

我が国では高齢社会、人口減少社会において、社会活力の維持、持続的な成長のために生涯現役社会の実現が必要であるとされています。また、その実現のため高年齢者が活躍できる機会を確保し、その能力を十分に活かし、年齢にかかわらず働き続けることができる社会環境を整えていく施策が講じられています。

こうした中で厚生労働省による「平成27年『高年齢者の雇用状況』集計結果」では、高年齢者を65歳まで雇用するための高年齢者雇用確保措置を実施済の企業は99.2%にのぼっています。また、厚生労働省の「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」では、シルバー人材センターの機能強化について検討され、センターが積極的に就業機会・職域を開拓していくことを促進すること、また「臨時的かつ短期的、軽易な業務」の要件について、民業圧迫の懸念等を念頭におきながら緩和の可能性を検討すること等、センターの機能拡充が提言されています。

センターにつきましては、近年、会員となりうる高年齢者の増加にも関わらず、全国的に会員数が減少し、当センターにつきましても減少をしています。平成25年度から平成29年度における中期計画では毎年度、100名の会員の増加を見込んでいましたが、過去2年度にわたり目標が未達成となり、契約額についても同様に計画値と実績値に差異が生じたため、会員数と契約額を下方修正した事業目標となりました。

以上のことから会員や契約額を拡大するため、会員、役職員がこれらの課題を共通に認識し、会員や契約額を拡大するため各々が行動をすることが求められます。会員においては個々がセンターの広報を担うため、新規入会者の獲得を心がけるような取り組みを実施するとともに、センターにおいても様々な広報活動を行います。また、新たに一般高齢者を対象とした研修会を実施し会員の獲得に努めます。

受託事業については、就業開拓推進員を配置し、民間事業所等からの就業機会の拡大に努めます。また従来、市が運営している「あじさい大学」について、平成28年度からセンターが全面的に受託し運営することとなります。このため、会員を講師や事務補助員に登用するなど、就業機会の拡大を図ります。さらに指定管理者制度による「相模湖ふれあいパーク」の管理業務について、平成28年度末で指定期間が満了となり新たな指定管理者の選定が行われるため、これまでの管理において会員の培った能力と経験を役立てるため、再び指定が得られるよう努めます。

財政面では事務費率を改定するなど、自主財源の確保に努め、自主的な運営を推進します。また、運営面では平成27年度末で固有職員2名が定年退職となりましたが、継続雇用によりその経験、知識を活用するとともに、安定した運営を推進するため固有職員1名を新規採用します。

安全就業については、平成27年度「ペナルティ制度運用基準（内規）」を制定しましたが、事故防止のためにこの基準の周知、徹底をします。また、不注意による高額な賠償責任事故が発生しているため、その抑止策について引き続き検討を行います。

2 事業実施計画

(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための、就業機会の確保及び提供する事業

ア 営業活動に精通している就業開拓員を配置し、企業等を訪問し、就業先の拡大及び新規受注を開拓し、会員の就業機会の拡大を図ります。

イ 新規就業情報をホームページに掲載するなど、常時、就業状況等が閲覧、確認できる方策を研究します。

ウ 一般家庭などに就業した際、会員自らが発注先及び近隣にマグネットシートを配布するなどセンターのPRに努め、一般家庭などからの受注を獲得します。

エ 女性会員の就業機会を拡大するため、長年培った技能等を活かし、洋服リフォームや手作り品の販売について研究を行います。

オ 植木又は除草作業について、就業可能会員の養成を図るため、グループ就業における新規会員の増員を図るとともに、就業会員の拡大及び養成の方策を検討し、市民の要望に応えられる体制作りに努めます。

カ 職種別グループリーダー会議を開催し、就業会員の養成及び迅速な業務処理の対応を図ります。

キ 発注者にセンターの趣旨への理解を促すことでワークシェアリングを継続的に推進し、就業機会の拡大を図るとともに適正就業の推進に努めます。

ク 介護保険制度改正に伴い、要支援者などの軽度者に対するサービス提供の研究を行います。

ケ 就業機会創出のため会員一人一就業開拓を呼びかけ、より多くの発注が得られるよう努めます。

コ センターの趣旨等を広く市民に伝えるため、地区班を通じてチラシを配布するなど、会員及び就業機会の確保を図ります。

サ あじさい大学の受託に伴い、事業運営のノウハウを含め、円滑に行うため講師及び事務補助員として会員の活用を図ります。

(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業

ア 県シ連及び他市センターとの連携を深めながら、請負又は委任業務と一般労働者派遣業務とのすみ分けを行い適正な就業に努めます。

イ 県シ連及び職業安定機関との連絡調整を行いながら、有料職業紹介事業の推進に努めます。

ウ 一般労働者派遣事業を積極的に推進するため、他市センターが受注している職種等を把握し、同種の企業等があれば直接、訪問し事業の開拓に努めます。

エ 一般労働者派遣事業の推進のため職員が派遣元責任者講習会を受講し、資格を取得します。

(3) 高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習

ア 会員技能習得講習会

講習会名	内 容	時 期
着 付 け	着付けの基本及び実践	6月
接 客 ・ 接 遇	お客様から親しまれる応対等	6月
草刈機械操作	草刈機械操作及び安全就業	7月
植木の手入れ	植木の剪定及び安全就業	7月・10月
子 育 て 支 援	保育の基本及び安全等	9月
ハウスクリーニング	家を美しく見せる技能及び知識等	11月

イ 一般高齢者技能習得講習会

講習会名	内 容	時 期
植木の手入れ	植木剪定の知識及び実技	9月

ウ 就業会員養成研修

植木、除草

エ 県シ連と連携し、派遣就業等に結び付くための講習会を開催します。

オ 会員技能習得講習会（植木・草刈機械操作講習会）受講者に対し、技能評価判定通知を郵送し、評価を行うとともに、就業におけるミスマッチを解消するため、評価判定に従い、就業提供を行います。

(4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業

ア 毎月2回実施する入会説明会にて、DVDを活用しセンター事業の趣旨等を理解していただくとともに、「共働・共助」での就業を促します。また、地区班の役割等を理解していただき、会員主体の運営を推進します。

イ 未就業会員の状況把握及び退会の抑止を図るため、会員の現況を把握するとともに、年齢や体力等に応じた就業提供を行います。

ウ 未就業会員に対する就業相談を強化するため、地区別就業相談会を実施し、地区の就業状況等を説明し、一人でも多くの会員に就業提供を行います。

エ 相模原市民桜まつりに参加し、日ごろの活動内容の発表やリーフレット等の配布を行い、広く市民に対してセンター事業の普及啓発を行います。

オ 市広報紙の活用やホームページを定期的に更新し、分かりやすく速やかな情報発信を図り、広く市民にセンターの活動をアピールし、新規会員及び受託事業の増加に努めます。

カ 地域社会の健全な発展に寄与するため、相模シルバーそよ風サービス（ワンコインサービス）の就業を通じて、会員自らの生きがいと社会参加の推進を図ります。

キ 広くセンター事業を紹介するために、市まちづくりセンターに入会申込書を常置し、就業会員の増強を図ります。

- ク 会員の拡大のため、一般高齢者を対象とした研修会を実施するとともに、センター事業の紹介を行い、より多くの高齢者に事業を理解していただき、入会促進を図ります。
- ケ 会員拡大の機運を高めるため、会員紹介者に対して記念品を差し上げます。
- コ 会員演芸会等を通じ、センター慰問団（仮称）を結成し、地域のボランティア活動に貢献します。
- サ 地域社会への貢献活動として、地区別のボランティア活動を推進し、多くの会員が参加した中でセンター事業の普及と会員の増強を図ります。

(5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業

- ア センターの趣旨を理解していただくため、センター施設を市内の高齢者に開放し、事業を実施することにより地域に根ざした活動を展開します。

高齢者能力活用施設講習会

講習会名	内 容	時 期
ビーズ編み教室	簡単に作れるアクセサリー	6月
水彩画教室	絵手紙に書ける水彩画	6月
健康吹き矢教室	腹式呼吸による吹き矢	7月
健康麻雀教室	健康目的の初心者向け麻雀	10月
初心者デジタルカメラ教室	コンパクトカメラアングル等操作	10月
パソコンで作る年賀状教室	パソコンでの年賀状作り	11月
布ぞうり編み教室	布で作るぞうり編み	11月
手芸教室	カギ針編みで作る小物作製	11月

- イ 高齢者の体力測定等の研究データとしての就業を大学病院等に働きかけを行い、高齢者の健康状態の把握を含め、会員の活用を図ります。

(6) その他目的を達成するために必要な事業

- ア 平成29年度末には5か年計画の中期計画が終了するため、新たな中期計画策定のための委員会を平成29年1月から立ち上げます。
- イ センターの自主的、主体的な運営を推進するため事務費率の割合について検討します。
- ウ 津久井連絡所の建物の老朽化に伴い、移転場所の確保または建物の改築について検討をします。また、藤野連絡所については、会員の利便性及び費用対効果を含め事業運営等について検討をします。
- エ 平成24年度から受注した「相模湖ふれあいパーク」の指定管理業務が平成28年度末で終了するため担当職員を配置し、引き続き受託できるよう努めます。
- オ 神奈川県下の最低賃金の改定を見据えた中で、発注者の理解を得ながら配分金見積単価の改定について検討します。
- カ 安全就業の不徹底により、高額な請負賠償責任事故が発生しているため、会員の

賠償金負担について協議します。

キ 会員が一堂に会する機会は定時総会のみであるため、必要に応じ研修会等の実施について検討します。

ク 役員の改選期になるため、センターの主旨等を含め共通理解の下での事業運営を進めるため、役員及び地区長の研修会を実施します。

ケ 組織運営の円滑化と情報の共有化を進めるため、ブロック会議の計画的な実施方法について検討をするとともに、共通理解のもとでの事業運営を図るため、ブロック内で研修会を実施します。

コ 地区班の会議について、費用対効果を含め開催の在り方について検討をします。

サ 一人がひとりの会員を紹介することをより促進するため、地区班に対する表彰基準の見直しについて検討します。

シ 事務局に固有職員を集中させ、日々、内部調整を行いながら会議の内容等についての企画・立案能力を高めるとともに、固有職員の育成の施策について検討します。

3 事業目標

(1) 会員数	3,700人
(2) 受託件数	27,000件
(3) 就業延人員	313,000人
(4) 就業率	87%
(5) 契約額	11億8,500万円